

議案第14号

輪島市教育委員会委員長の選挙について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項の規定に基づき、輪島市教育委員会委員長を選任されるよう求める。

平成26年3月31日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

小橋明直委員の委員としての任期が平成26年3月30日をもって満了したことに伴い、委員長としての職が失効したため。

議案第15号

輪島市教育委員会委員長の職務代理者を指定することについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第4項の規定に基づき、輪島市教育委員会委員長の職務代理者を指定されるよう求める。

平成26年3月31日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

榎木孝則委員の委員としての任期が平成26年3月30日をもって満了したことに伴い、委員長職務代理者としての職が失効したため。

議案第 16 号

輪島市教育委員会職員職名規則の一部改正について

輪島市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会職員職名規則(平成 19 年輪島市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

職員の種類	職 名
職員	部長 参事 課長 課参事 室長 所長 館長 分館長 課長補佐 主幹 係長 主査 主事 社会教育主事 公民館主事 司書 相談員 指導員
補助職員	主事補 社会教育主事補 事務員 司書補 指導助手 支援員 指導サポーター
技能労務職員	校務員 清掃員 夜警員

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 26 年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 17 号

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会事務局組織規則（平成 20 年輪島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表生涯学習課の項中「スポーツ推進係」を削り、同条第 2 項の表を次のように改める。

課	室
生涯学習課	青少年育成センター
	スポーツ推進室

別表第 1 庶務課の項中第 32 号から第 34 号までを削り、第 35 号を第 32 号とし、第 36 号から第 38 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 39 号を削り、第 40 号及び第 41 号を 4 号ずつ繰り上げ、同表学校教育課の項中第 35 号を第 39 号とし、第 34 号の次に次の 4 号を加える。

- (35) スクールバスに関する事。
- (36) 地域住民スクールバス利用に関する事。
- (37) 児童生徒の遠距離通学費補助に関する事。
- (38) 幼稚園に関する事。

別表第1生涯学習課の項第25号中「ボランティア活動、」を削り、同項第33号中「西保、」を削る。

別表第4所管課の項の次に次のように加える。

庶務課	教育事務点検評価委員
-----	------------

別表第4学校教育課の項中「共同調理場運営委員会」の次に「学校評議員」を加え、同表文化課の項中「黒島天領北前船資料館運営委員会」の次に「旧嘉門家」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

平成26年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 18 号

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

輪島市教育委員会事務決裁規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2(1)教育委員会事務局職員(以下「職員」という。)の服務に関すること。の項、(4)職員の職務専念義務免除等に関すること。の項及び(7)職員の国内出張命令に関すること。の項中「部長」を「部長及び参事」に改め、同表(10)職員の出張及び研修等の復命に関すること。の項中「部長及び課長」を「部長、参事及び課長」に改め、同表(11)職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の取得に関すること。の項中「部長」を「部長及び参事」に改める。

別表第 3 庶務課長の項中第 8 号を削り、同表学校教育課長の項中第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7)スクールバスの運行管理に関すること。

別表第 4 教育長の項中「所管課長」を「参事」に改め、同表教育部長の項中「所管課長」を「参事」に、「課参事(課参事が置かれていない場合は、課長補佐)」を「所管課長」に改め、同項の次に次のように加える。

参事	所管課長	課参事(課参事が置かれていない場合は、課長補佐)がその事務を代決する。
----	------	-------------------------------------

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成 26 年度における輪島市教育委員会の内部組織の改編等に伴い、関係規定の整備を図るため。

議案第 19 号

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部改正について
輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部を改正する規則を
次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則の一部を改正する規
則

輪島市教育委員会教育長に委任する事務等を定める規則(平成 20 年輪島市教育
委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ず
つ繰り上げる。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

提案理由

教育長に委任する事務の見直しを行い、現行の委任事務の一部について教育委員
会の審議を経ることとするため。